

事業報告書

令和元年度

(2019年度)

栃木県足利市小俣町 3294-2

社会福祉法人イースターヴィレッジ

2019（令和元）年度

社会福祉法人イースターヴィレッジ法人事業報告

- ・法人名 社会福祉法人イースターヴィレッジ
- ・所在地 栃木県足利市小俣町 3294 番地 2
- ・代表者 理事長 矢吹 貞人
- ・法人認可 1975(昭和 50)年 01 月 18 日
- ・施設認可 1975(昭和 50)年 05 月 01 日

1. イースターヴィレッジの沿革

- 1973(S48)10 月 カトリック司祭フランシスコ・マイエル氏により、カトリック浦和教区（宗教法人イエズス会）の賛同を得て、また宗教法人聖フランシスコ病院修道女会の運営参加により“虚弱児施設”発起人会結成
- 同年 11 月 大川ナミ氏、他大川家により建設用地寄付の申し入れ受諾
- 1974(S49)04 月 西ドイツ・ケルン教区、聖フランシスコ病院修道女会の援助により宅造事着手
- 同年 12 月 国・県・市補助金、聖フランシスコ病院修道女会、及び米軍キャンプ篤志家の寄付金等により、虚弱児施設イースターヴィレッジが落成
- 1975(S50)01 月 18 日 社会福祉法人イースターヴィレッジ 法人認可
★初代理事長 フランシスコ・マイエル氏 就任
- 同年 05 月 01 日 虚弱児施設イースターヴィレッジ 施設認可（開設）
（定員 60 名）
- 1977(S52)10 月 ★第 2 代 理事長 舞原 節子 女史 就任
- 1978(S53)01 月 洗濯室増築
- 1980(S55)03 月 治療訓練棟落成(日本自転車振興会助成)
- 1983(S59)04 月 ★第 3 代 理事長 片岡 敏子 女史 就任
- 1987(S62)04 月 ★第 4 代 理事長 エルリダ・フーザー氏 就任。
- 1994(H06)04 月 ★第 5 代 理事長 渡辺 洋 氏 就任
- 1997(H09)04 月 児童福祉法改正により「虚弱児施設」廃止
- 同年 3 月 小俣第 2 小学校廃校に伴い 4 月より小俣小学校に編入
- 同年 4 月 児童福祉法第 41 条による「児童養護施設」に変更・認可
目的 「乳児を除く保護者のいない児童、虐待されている児童、その他生活環境上擁護を要する児童を入所させ、これを養護し併せて自立支援する事を目的とした施設とする」
定員 50 名 [直接処遇＝児童 6 名に対して職員 1 名]
- 1999(H11)03 月 ★第 6 代 理事長 岡田 武夫 氏 就任
(経営母体が聖フランシスコ病院修道女会からカトリック浦和教区(現さいたま教区)移管)

- 高年齢児の支援援助体制のため職員宿舎の一部を改築して、女子居室(2名から4名部屋)台所付き居間とトイレ、ユニットバス等改築(中舎制) *自己資金対応
- 2000(H12)04月 18歳まで支援・援助できるようになる。この年から女子のみ坂西中学校へ入学し、男子は翌年04月より入学
- 同年07月 ★第7代 理事長 谷 大二 氏 就任
- 2001(H13)03月 児童居室全面改築完成
大舎制でありながら小グループケアを目指す
(男子居室小グループ化=2名から4名居間付部屋)
*栃木県より借入金対応
- 2001(H13)11月 大規模改修工事(屋根・ボイラー等)竣工
国・県・市補助金。共募助成金、福祉・医療機構より借入対応
- 2003(H15)04月 01日 養護施設火災により児童居室 240㎡焼失する
- 2004(H16)04月 再建の為の補助金申請を提出したが「不採択」
- 同年04月 児童福祉法の一部改正により法第41条「児童養護施設の目的」が変更
- 目 的 「児童養護施設は、保護者のいない児童(乳児を除く、但し安定した生活環境確保、その他の理由により特に必要がある場合乳児も含む。以下この条に於いて同様)虐待されている児童、その他環境上養護を要とする児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とした施設とする」に変更
- 同年09月 01日小規模グループケア「谷の家」開設
(児童養護施設ケア形態の小規模化推進と、被虐待児のケアの為に、同年04月施行された。定員内で、本体施設内及び学区内の民家等でも可能だが家賃補助は出ない)
- 目 的 「児童養護施設に於いて、虐待を受ける等、心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもに対し、小規模なグループによるケアを行う体制を整備する事により、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進する事が目的」
- 対象児 虐待を受けた子など小規模グループによるケアが必要な子ども
人 数 原則6名
職 員 専任職員1名の加配
所在地 栃木県足利市小俣町3294番地2 *民家2階建1棟借家
- 2005(H17)04月 再建の為、補助金申請「次世代育成支援対策施設整備費等交付金(ハード交付金)」を栃木県に提出
- 同年06月 24日(雇児発第0624001号)厚生労働省平成17年度次世代育成支援対策施設整備費等交付金の内示
(H17・H18年度2ヵ年事業63,286,000円×2)あり

- 同年 07 月 28 日 (児家第 317 号) 栃木県平成 17 年度福祉施設等整備費補助金の内示 (H17・H18 年度 2 ヶ年事業 31,643,000 円×2) あり
- 同年 10 月 13 日 大川新氏他 2 名と避難路及び、施設改築工事進入路として使用同意書を交わす。永続的に使用するので鈴木測量にて実測し関係省庁に手続、H18 年末迄に購入する事を締結
- 同年 11 月 15 日 避難路および進入路及び“萩の手橋”補強工事等着工
- 2006 (H18) 02 月 26 日 本体施設工事着工。工事安全祈願祭
- 同年 03 月 14 日 関東甲信越厚生局長より基本財産処分について決定通知
*法律改正 2005 年 10 月 口答で栃木県より許可
- 同年 03 月 29 日 栃木県共同募金配分決定通知受理 (栃共募第 160 号)
- 同年 04 月 01 日 2004 (平成 16) 年 9 月 1 日開設の小規模グループケア「谷の家」を廃止、同所に地域小規模児童養護施設「谷の家」を開設 (定員 6 人)

目 的

「地域小規模児童養護施設 (以下「地域小規模施設」という。) は、現に児童養護施設 (以下「本体施設」という) を運営している法人の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする」。それまで行っていた小グループケアは一時休止をする。

- 同年 10 月 31 日 本体施設工事完成引渡し
- 同年 10 月 31 日 栃木県知事より児家第 382 号「児童福祉施工規則第 37 条第 6 項の規定による児童養護施設の設置認可事項の変更が受理
- 同年 11 月 01 日 仮設住居から新施設に引越し
- 同年 11 月 01 日 児童養護施設における小規模グループケアの再開
- 同年 11 月 03 日 矢吹助祭による新棟居室・居間等の祝別を行う。

新棟での生活開始。施設は私たちが求めてきた小グループケア (家庭的な作りを基本=家、ふるさと、発達保障と自立支援) ができる 3 分棟 2 階建、1 フロアー 12 人×3 フロアー 36 名の学童が住めるが、フロアーには可動式壁によりいつでも 6 人で住める個人と、小グループでの生活ができる (ユニット) を基本とした。幼児等は中舎制で 14 名の集団養育を基本、居室は 4 居室あり一部屋 4 名で可動式壁が設置されている。

各ユニットでは、個々人として出来る限り普通の家庭生活が送れることを目指し、ケア職員と共に生活、経済等個々人の能力を大切に切れ目のないケアを行ってゆくことを理念とした。

課題としては、ケア職員が 30 年来変わらない配置基準で、今後も進めて行けるのかと言う悩みがあり。理事側に職員の加配を求めた。今現在でも職員の配置基準が変わらず、断続勤務という悪条件と闘いながら、こどもたちが伸び伸びと生活し、地域の一人として育つよう取組んでいる。

○同年 11 月	08 日	関係者による新築竣工式を行う。
○同年 11 月	09 日	足利市より補助金交付決定通知 (足利市指令市こ第 226-2 号)
○同年 11 月	25 日	第 1 回イースター祭
○同年 12 月	07 日	仮設住居工事完了、補助事業全ての工事が終了
○同年 12 月	19 日	独立行政法人福祉医療機構より 7000 万円の貸借契約締結
○2007(H19)03 月	31 日	現在、大川氏貸与地(進入路等)は H19 年 6 月以降契約
○同年 10 月	31 日	大川氏と土地贈与契約及び土地売買契約
○2008(H20)01 月	18 日	社会福祉法人聖心の布教姉妹会と聖園那須老人ホーム・ 聖園那須訪問介護事業所の施設譲渡(経営移管)契約を結ぶ
○同年 03 月	10 日	栃木県指令こ政第 546 号(社会福祉法第 43 条の規定) 定款の一部変更の認可
○同年 04 月	01 日	社会福祉法人イースターヴィレッジ聖園那須養護老人ホ ームの運営開始 (1 法人 2 施設経営と運営)
定員	50 名	
目的		老人福祉法第 1 条「この法律は、老人の福祉に関する原理を明 らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び 生活の安定のために必要な措置を講じ、持って老人の福祉を図 ることを目的とする。
施設の基準		第 17 条 厚生労働大臣は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホ ームの設備、及び運営については基準を定めなければならない 2 項(省略)
設備・運営基準		養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計 画」という)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要 な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう にすることを旨とするものでなければならない。 2 項(省略)
その他関連事業		第 2 種社会福祉事業 *老人居宅介護事業
○同年 07 月	10 日	中里 利勝 氏と土地の等価交換契約成立
○2009(H21)01 月	15 日	第 125 理事会にて「評議委員会」設置が議決
○同年 02 月	16 日	役員の定数、評議員及び評議委員会設置、基本財産の変 更のための定款変更申請を栃木県に送付
○同年 03 月	04 日	栃木県より基本財産の処分決定通知 (こ政第 615 号)
○同年 04 月	01 日	評議委員会が設置され発足
○同年 04 月	01 日	社会福祉法人イースターヴィレッジ法人事務所開設
目的		「法人」に事務所を置き、円滑な施設運営や内・外事業の分析 などを行い、経営ビジョン(中・長期)を策定し、その実現に向 けるための具体的な目標を掲げる
○同年 04 月	01 日	自立援助ホーム「マルコの家」設置認可

目 的	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）等の施行に伴い「自立援助ホームは児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し入所者が共同生活を営むべき住居に於いて相談、その他の日常生活上の及び生活指導及び就業の支援を行い、更には自立援助ホームを退所した者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する」
定 員	8 名
利用者	義務教育を終了後、20 歳未満の青少年
○同年 05 月	31 日 児童養護施設イースターヴィレッジ再建事業委員会の目的が達成された為委員会を解散（139,305,065 円）
○同年 07 月	01 日 自立援助ホームマルコの家 開所
○2011 年 03 月	11 日東北地方大震災震、M9.0 の大地震が発生し、栃木県内でも幅広い地域に至るまで大きな被害を及ぼした。聖園養護老人ホーム・養護施設イースターヴィレッジにもその被害が及ぶ
○同年 04 月	★第 8 代 理事長 矢吹 貞人 氏 就任
○同年 07 月	「とちぎユースアフターケア事業協同組合」加入
○2014 (H26) 01 月	01 日 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）開所
目 的	小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。
定 員	6 名
利用者	この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき措置された者とする。
○2016 (H28) 05 月	01 日（介護予防）指定特定施設入居者生活介護「外部サービス型」から（介護予防）指定特定施設入居者生活介護「一般型」に変更となる。

2. 事業内容

当法人は、定款に記載された次の社会福祉施設を設置経営する。

- (1) 施設名称と種別 児童養護施設イースターヴィレッジ [第 1 種]
所在地 栃木県足利市小俣町 3294 番地 2

定員 40名
施設長 菊地 廣光
*補助事業 地域小規模児童養護施設谷の家
所在地 栃木県足利市小俣町 2118 番地 9

(2) 施設名称と種別 養護老人ホーム聖園那須老人ホーム [第1種]
所在地 栃木県那須郡那須町寺子丙 1498 番地 2
定員 50名
施設長 赤坂 英昭
*補助事業 指定特定施設入居者生活介護一般型 [第2種]

(3) 施設名称と種別 自立援助ホームマルコの家 [第2種]
所在地 栃木県栃木市沼和田町 14 番地 28
定員 8名
施設長 野原 知子

(4) 施設名称と種別 ファミリーホーム丘の家 [第2種]
所在地 栃木県足利市小俣町 825 番地 4
定員 6名
ホーム長 番場 優子

(5) 事業名 アフターケア事業 (とちぎユースアフターケア事業協同組合)
[公益事業]

3. 会議と監査の実施

[1] 理事会

①第197回 理事会

- 1 開催年月日 令和元年5月31日(金) 午後3時00分
- 2 開催場所 カトリック栃木教会(ヨハネ館ホール)
- 3 出席理事数 理事5名、監事2名

*議事

- 第1号議案 理事・監事 候補者の選定について
- 第2号議案 平成30年度事業報告・決算報告及び幹事監査報告について
- 第3号議案 聖園那須老人ホームの建て替えについて
- 第4号議案 定時評議会の日時、場所、議題、議案について
- その他 職務の執行状況について

②第198回 理事会

- 1 開催年月日 令和元年6月15日(土) 午後4時00分
- 2 開催場所 カトリック栃木教会(ヨハネ館ホール)

- 第8号議案 聖園那須老人ホーム建替えについて（聖園那須老人ホーム）
第9号議案 定時評議員会開催の日時、場所、議題、議案について

[2] 評議員会

①第37回 評議員会

- 1 開催年月日 令和元年6月15日（土） 午後2時00分
- 2 開催場所 カトリック栃木教会（ヨハネ館ホール）
- 3 出席評議員数 8名、監事2名、理事4名

*議事

- 第1号議案 役員（理事及び監事）の選任について
- 第2号議案 平成30年度事業報告について
- 第3号議案 平成30年度計算関係書類、財産目録について
- 第4号議案 社会福祉充実計画について
- 第5号議案 聖園那須老人ホーム建替えについて

②第38回 評議員会

- 1 開催年月日 令和2年3月26日（木） 午後3時00分
- 2 開催場所 カトリック足利教会
- 3 出席評議員数 7名、監事2名、理事4名

*議事

- 第1号議案 車の購入について（マルコの家）
- 第2号議案 補正予算について（各施設）
- 第3号議案 施設長交代について（聖園那須老人ホーム）
- 第4号議案 令和2年度事業計画について
- 第5号議案 令和2年度当初予算について
- 第6号議案 聖園那須老人ホーム建替えについて（聖園那須老人ホーム）

[3] 監査

①法人監事による会計監査

- 1 開催年月日 令和元年05月21日（火）
- 2 開催場所 児童養護施設イースターヴィレッジ
- 3 監査員 監事 鈴木國弘・樋口和良

②県監査指導班による行政検査指導

- 1 開催年月日 令和元年9月27日（金）
開催場所 児童養護施設イースターヴィレッジ

[4] 運営委員会

理事会、評議委員会の議事・運営の準備及び確認の実施。各施設長及び事務局員レベルでの問題の共有及びコンプライアンスの確認。各施設の情報の共有。理事長専決事項等の確認をおこなう。

3 出席理事数 理事7名、監事2名

*議事

第1号議案 理事長選任について

③第199回 理事会

1 開催年月日 令和元年10月18日(金) 午前10時00分

2 開催場所 カトリックさいたま教区事務所

3 出席理事数 理事7名、監事2名

*議事

第1号議案 補正予算について(マルコの家)

第2号議案 県検査報告(イースターヴィレッジ)

第3号議案 聖園那須老人ホーム建替えについて(聖園那須老人ホーム)

第4号議案 役員等賠償責任保険について

その他 職務の執行状況について

④第200回 理事会

1 開催年月日 令和2年1月24日(金) 午後1時30分

2 開催場所 カトリックさいたま教区事務所

3 出席理事数 理事7名、監事2名

*議事

第1号議案 経理規定について(法人)

第2号議案 給与規程(各施設)

第3号議案 車の購入について(イースターヴィレッジ)

第4号議案 補正予算について(各施設)

第5号議案 聖園那須老人ホーム建替えについて(聖園那須老人ホーム)

第6号議案 第三者評価について(イースターヴィレッジ)

第7号議案 定時評議会の日時、場所、議題、議案について

④第201回 理事会

1 開催年月日 令和2年3月10日(火) 午後1時30分

2 開催場所 カトリックさいたま教区事務所

3 出席理事数 理事7名、監事2名

*議事

第1号議案 給与規程について(各施設)

第2号議案 進学費用立替管理規定について(マルコの家)

第3号議案 車の購入について(マルコの家)

第4号議案 補正予算について(各施設)

第5号議案 施設長の交代について(聖園那須老人ホーム)

第6号議案 令和2年度事業計画について

第7号議案 令和2年度当初予算について

4. まとめ

今年度も対処すべき自然災害（リスク）が増加する中、法人としての事業継続計画（利用者・職員の生命・生活の維持及び福祉・介護生活の提供）の構築が急務となっている。

昨年度より延期となっていた老人ホームの建て替えについては、建物の構造を変更することで建築費用の返済計画が成り立つ見込みが付き継続されることになった。建て替えにあたっては、地域共生社会の実現を目指した基本理念の見直しと地域の福祉ニーズとともに経営基盤の強化を図るため法人としての中長期計画を策定していきたい。